

都市ガス普及促進割引プラン
(付帯契約型)

寒河江ガス株式会社

目 次

1. はじめに	1
2. 用語の定義	1
3. 割引種別	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結及び契約期間	2
6. 割引額等	2
8. その他	2

付則

実施の期日	3
1. (別表第1)	3
2. (別表第2)	3

1. はじめに

この都市ガス普及促進割引プランは、(以下「付帯契約」といいます。)は、当社が行うガス小売供給の実施に関し、必要な事項を定めたものです。なお、この付帯契約は、当社が別に定めるガス小売供給約款(「ガス使用契約」といいます。)とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

この付帯契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」・・・この付帯契約の適用対象となる、別表第1に定めるガス使用契約をいいます。
- (2) その他の用語については、主契約の各約款における用語の定義のとおりといたします。

3. 割引種別

- (1) 子育て応援割引
- (2) 新築応援割引
- (3) 燃料転換割引

4. 適用条件

この付帯契約は、割引種別ごとの次の全ての条件を満たし、お客さまがこの付帯契約の適用希望される場合に適用いたします。

- (1) 主契約として、当社の定める約款(別表第1)にもとづく契約を締結すること。
- (2) 上記主契約にもとづく料金を口座振替又はクレジットカードによりお支払いになること。
- (3) 子育て応援割引

子育て応援割引は、4.(1)の規定による申し込み(割引種別の変更申し込みを含みます。)時において、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供が使用者と同一世帯に属していること。(新規申込者に限ります。)

- (4) 新築応援割引

新築応援割引は、ガスを使用する建物ごとの区分を定める件(昭和60年通商産業省告示第461号以下「告示」という。)第1条の表に定める建物区分のうち、一般住宅の建物区分該当する建物で、新たにガスの工事の申し込みをすること。

- (5) 燃料転換割引

燃料転換割引は、告示第1条の表に定める建物区分のうち、一般住宅の建物区分に該当する都市ガスを使用していない建物もしくは、調理用でしかガスを使用していない使用者、灯油、電気等から都市ガスに燃料を転換をするために、新たにガスの工事の申し込みをすること。

5. 契約の締結及び契約期間

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。また、割引種別を変更しようとするときも同様といたします。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日(以下「契約成立日」といいます。)
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日(契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。)の翌日(以下「適用開始日」といいます。)から、36か月目の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日以前の場合は、そのガス使用を開始する日を適用開始日とし、その日から、36か月目の定例検針日までといたします。
- (4) 既に主契約を締結しているお客さまが、主契約の変更又は割引種別の変更の申し込みをする場合の契約期間は、(3)の適用開始日から36か月目の定例検針日までといたします。
- (5) 主契約を解約した場合は、当該解約の日をもって付帯契約の解約の期日といたします。

6. 割引額等

- (1) 割引額は、割引種別(別表第2)の区分に応じて定めます。
- (2) 割引額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げた額を割引額といたします。
- (3) 付帯契約の契約期間における早取料金は、主契約の早取料金から(1)に定める割引額を差し引いた額といたします。

7. その他

その他の事項に関しては、ガス小売供給約款を適用いたします。

付帯契約内容が二つ以上該当する場合は、どちらか一つを選んでいただきます。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和1年6月19日から実施いたします。

(別表第1)

(1) 主契約として当社の定める約款は、次のとおりいたします。

一般ガス小売供給約款

(2) その他当社が定める選択約款等に対しこの選択約款を適用する際には、その選択約款等への記載にて規定いたします。

(別表第2)

割引種別	割引額(1月につき)
子育て応援割引	主契約のガス料金×0.10
新築応援割引	主契約のガス料金×0.20
燃料転換割引	主契約のガス料金×0.30